

ありがとう100年!

松田町は、平成21年4月1日に町制施行100年を迎えます。

早めの設置

火災予防は日ごろの備えから!

住宅用火災警報器

既存の住宅は平成23年6月から設置義務化

どこに設置すればいいの?

平成16年6月に新しい消防法が公布され、住宅の寝室、階段などに住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。
新築の住宅にはすでに設置が義務化され、既存の住宅（戸建住宅、火災報知器などが未設置の共同住宅）には平成23年6月1日までに設置が求められます。
設置により火災の早期発見ができ、尊い命や財産を守るために町民の皆さんも一日も早い設置をお願いします。



設置が義務づけられている場所は、寝室です。寝室が1階ではなく2階またはそれ以上の場合は、階段などへの設置も必要になります。また、設置には単独で警報音などが鳴る方法や一つの警報器が感知するとすべての警報器が連動して鳴る方法があります。
取り付けの場所は天井や壁などにして、エアコンの吹き出し口の近くは避けましょう（台所も調理のときの煙などがかからない場所を選びましょう）。
足柄消防組合E.T.
<http://www.ashigara-tf.jp/house.htm>

住宅用火災警報器はどんなもの?

火災警報器は、煙を感知するタイプ（煙式）と熱を感知するタイプ（熱式）の2種類に大きく分けられます。設置は、火災をより早く発見するために煙式にしましょう（台所などの火災以外の煙を感知するおそれがある場合は熱式でもかまいません）。また、煙や熱だけでなくガス漏れや一酸化炭素を感知することができるものもあります。

煙式



日本消防検定協会の鑑定に合格したものは右の「NSマーク」が付いています。



熱式



詐欺 (悪質な訪問販売) にご注意!



住宅用火災警報器の設置が義務づけられたことにより、悪質な訪問販売がすでに発生しています。皆さんも設置には十分にご注意ください。

- ①消防署や町役場が訪問販売することはありません。
- ②法律で義務化はされていますが、設置していない場合に罰せられることはありません。
- ③住宅用火災警報器は個人で購入し、取り付けることができます。
- ④設置を強要されるなど疑わしい場合には消防署・警察署などに通報しましょう。

3月1日～7日は平成20年春季全国火災予防運動期間です

「火は見てる あなたが離れる その時を」

—平成19年度全国統一防火標語—

住宅防火いのちを守る7つのポイント

3つの習慣

- ①寝たばこは絶対にやめましょう。
- ②ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用しましょう。
- ③ガスコンロなどのそばを離れるときは必ず火を消しましょう。

4つの対策

- ④逃げ遅れを防ぐために住宅用火災警報器を設置しましょう。
- ⑤寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防火品を使用しましょう。
- ⑥火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置しましょう。
- ⑦お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくりましょう。

自治体消防制度から60年

昭和23年3月7日、消防組織法が施行され、自治体消防制度が発足し、今年には全国火災予防運動の期間中に60年を迎えます。町の消防活動は足柄消防組合や町消防団などにより維持されています。



足柄消防組合管内では、平成19年の火災件数は37件で、その原因は放火によるものが一番多く9件となっています。前年との比較では8件の減少となりましたが、建物火災は依然として多く、約45パーセントに当たる16件が発生しています。その16件の原因は、放火やたばこによるものが多く、半数の8件となりました。皆さんも寝たばこは絶対にやめましょう。
また、全国的にも建物火災による死者が多く、毎年1500人を超えています。死因は、一酸化炭素中毒や窒息が大半の原因であり、火災の発見が早ければ防げたかもしれませぬ。皆さんも自宅に住宅用火災警報器を早めに設置して、万が一の火災に備えましょう。

【問合せ】足柄消防組合予防課 ☎74-6663